

学費等の支援制度について

※これらの情報は2022年2月現在のものであり、制度の改正により、変更となる場合があります。

■高等学校等就学支援金

授業料(月額32,000円)に対し、授業料の保護者負担を軽減する制度です。判定基準を満たした、日本国内に住所を有する方が対象です。
就学支援金は、学校設置者(学校法人等)が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。入学時に申請手続きを行い、認定を受けた場合、その後も所得制限に該当しなければ申請手続きは入学時の1回のみとなります。

対象者:年収910万円未満程度の世帯

返済:不要

申請方法:必要書類の提出およびオンラインにて申請手続きを行ってください

■私立高等学校等授業料減免制度

千葉県では、国の就学支援金制度のほかに、経済的な理由により授業料の納付が困難な場合に利用できる授業料減免補助制度があります。就学支援金同様、学校設置者(学校法人等)が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。申請の詳細は、入学後の秋頃ご案内予定です。

対象者:生活保護を受給されている方、年収750万円未満程度の世帯、住宅等の建物・土地・家財等に災害を受けた方、家計急変等により困窮していると認められる方

返済:不要

申請方法:必要書類を揃えて本校へ提出してください。

■奨学のための給付金制度

低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するための制度です。保護者が住所を所有する都道府県より案内が届き次第、郵送にてご案内予定です。各都道府県において、制度の詳細は異なりますが、千葉県在住の方は、支給額が決定し未納金がない場合、学校から保護者の指定口座に支給決定額をお振込みします。

対象者:生活保護(生業扶助)受給世帯、または保護者等全員の所得割が非課税世帯

返済:不要

申請方法:(保護者が千葉県在住の場合)必要書類を揃えて本校に提出してください。
(保護者が千葉県外在住の場合)お住まいの都道府県に直接申請してください。

制度の利用について

就学支援金と減免制度の支給額は、次の計算式(親権者全員の合計額)により判定されますが、ここでは年収目安で表示しています。

計算式 市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額
※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する

1月～12月の親権者全員の年収額	授業料の保護者負担額(月額)	授業料の支援制度		授業料以外の教育費負担を軽減する制度 奨学のための給付金(年1回)
		就学支援金支給額(月額)	授業料減免制度(月額)	
非課税世帯 または 生活保護受給世帯	0円	32,000円	不要	支給あり
～590万円 未満	0円	32,000円	不要	対象外
590～ 640万円 未満	0円	9,900円	22,100円	対象外
640～ 750万円 未満	13,100円	9,900円	9,000円	対象外
750～ 910万円 未満	22,100円	9,900円	対象外	対象外
910万円 以上	32,000円	対象外	対象外	対象外

2023年度 高等課程 募集要項 〈新入生〉

学校法人 瀧澤学園
千葉モードビジネス専門学校

技能連携 あずさ第一高等学校

〒264-0026 千葉県千葉市若葉区西都賀 3-3-2

0120-112-375

TEL 043-307-1813 (高等課程 光校舎)

E-mail hs_nyuushi@takizawa.ac.jp

